

## 第2号議案

### 広島県教育委員会規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和4年7月8日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

#### 1 提案の趣旨

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号）の施行により、教員免許更新制が廃止されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

#### 2 改正案

別紙のとおり

#### 3 施行期日

令和4年7月14日（県報掲載日とする）

#### 4 根拠規定

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定める。

# 教員免許更新制の廃止に伴う教育委員会規則の一部改正について

令和4年7月8日

教 職 員 課

## 1 要旨

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」(令和4年法律第40号)の施行により、令和4年7月1日から教員免許更新制(以下「更新制」という。)が廃止されたため、本県の教員免許事務の手續を定めた教育職員免許状に関する規則の一部を改正する。

また、令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について」において、免許状の未更新を事由として失効となった免許状のうち、本県から授与された免許状であると確実に確認ができる場合の再授与手續については申請書類の簡素化が求められていることから、併せて所要の改正を行う。

## 2 改正事項

(1)更新制に関する規定を削除

(2)特別免許状の様式について以下のとおり変更

- ・有効期間の満了の日を削除
- ・授与日の元号を「平成」から「令和」に変更(これまではH31.2.18付け管理部総務課長通知「改元に伴う公文書等の年表記の取扱いについて」により対応)

(3)本県から免許状を授与された者であり、免許状の未更新を事由として免許状が失効した者が再授与を受けようとする場合、当該失効した免許状又はその写し等を提出したときは、以下の書類を省略可能とするよう変更

ア 大学等を卒業して免許状を取得した場合(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)(以下「免許法」という。)別表第1,第2,第2の2)

- ・大学,大学院又は短期大学の卒業証明書,修了証明書又は在学したことの証明書
- ・養護教諭養成機関の卒業証明書又は在学したことの証明書
- ・管理栄養士養成施設の単位修得証明書
- ・学力に関する証明書
- ・良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書
- ・介護等の体験に関する証明書

イ 教員としての在職年数を利用して免許状を取得した場合(免許法別表第3から第8)

- ・良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書

## 3 施行期日

令和4年7月14日(県報登載日とする)

## 4 その他

関連する教育職員免許状に関する規則施行細則及び広島県教育委員会事務局等決裁規程を併せて改正する。

**【参考】「教育職員免許状に関する規則」の一部改正による再授与手続（※）の申請書類一覧 新旧対照表**

※ 本県から授与された免許状が未更新を事由として失効し、当該失効した免許状又はその写し等が提出された場合に限る。

**1 大学等を卒業して免許状を取得した場合（免許法別表第1，第2，第2の2）**

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員免許状授与申請書</li> <li>・基礎資格証明書（以下のうち申請する免許状の基礎資格の証明に必要なもの）  <u>大学等の卒業証明書・修了証明書・在学したことの証明書</u>                      保健師又は看護師免許証を有することの証明書                      管理栄養士又は栄養士免許証を有することの証明書                      管理栄養士養成機関の単位取得証明書</li> <li>・<u>学力に関する証明書（教員免許申請用の単位修得証明書）</u></li> <li>・<u>良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書（教育実習の単位を実務経験で振り替える場合）</u></li> <li>・<u>介護等の体験に関する証明書（小学校・中学校の免許状の申請の場合）</u></li> <li>・履歴書</li> <li>・宣誓書</li> <li>・戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書（提出した各書類と現在の氏名・本籍が異なる場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員免許状授与申請書</li> <li>・基礎資格証明書（以下のうち申請する免許状の基礎資格の証明に必要なもの）                      保健師又は看護師免許証を有することの証明書                      管理栄養士又は栄養士免許証を有することの証明書</li>   <li>・履歴書</li> <li>・宣誓書</li> <li>・戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書（提出した各書類と現在の氏名・本籍が異なる場合）</li> </ul>

2

**2 教員としての経験年数を利用して免許状を取得した場合（免許法別表第3から第8）**

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員検定申請書</li> <li>・人物に関する証明書</li> <li>・学力に関する証明書（教員免許申請用の単位修得証明書）</li> <li>・<u>良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書</u></li> <li>・<u>実地の経験若しくは技術に関する証明書（実習に関する免許状の申請の場合）</u></li> <li>・<u>身体に関する証明書</u></li> <li>・受検資格証明書（以下のうち申請する免許状の受検資格の証明に必要なもの）                      学校の卒業証明書・修了証明書・在学したことの証明書                      保健師又は看護師免許証を有することの証明書                      管理栄養士又は栄養士免許証を有することの証明書</li> <li>・履歴書</li> <li>・宣誓書</li> <li>・戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書（提出した各書類と現在の氏名・本籍が異なる場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員検定申請書</li> <li>・人物に関する証明書</li> <li>・学力に関する証明書（教員免許申請用の単位修得証明書）</li>   <li>・<u>実地の経験若しくは技術に関する証明書（実習に関する免許状の申請の場合）</u></li> <li>・<u>身体に関する証明書</u></li> <li>・受検資格証明書（以下のうち申請する免許状の受検資格の証明に必要なもの）                      学校の卒業証明書・修了証明書・在学したことの証明書                      保健師又は看護師免許証を有することの証明書                      管理栄養士又は栄養士免許証を有することの証明書</li> <li>・履歴書</li> <li>・宣誓書</li> <li>・戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書（提出した各書類と現在の氏名・本籍が異なる場合）</li> </ul>

広島県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第二条・第三条）</p> <p>第二章 単位の修得方法（第三条）</p> <p>第三章 教科（第四条）</p> <p>第四章 申請の手続（第五条―第十五条）</p> <p>第五章 雑則（第十六条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（法令の略称）</p> <p>第二条（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>略称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）</td> <td>十九年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）</td> <td>四年改正法</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）</td> <td>特例法施行規則</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位の修得方法）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一―三（略）</p> <p>四 施行規則附則第三十五項による場合</p> <p>（略）</p> <p>五・六（略）</p>	法令	略称	（略）	（略）	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）	十九年改正法	教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）	四年改正法	（略）	（略）	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）	特例法施行規則					<p>目次</p> <p>第一章 総則（第二条・第三条）</p> <p>第二章 単位の修得方法（第三条）</p> <p>第二章の一 更新講習（第三条の二―第三条の五）</p> <p>第三章 教科（第四条）</p> <p>第四章 申請の手続（第五条―第十五条）</p> <p>第五章 雑則（第十六条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（法令の略称）</p> <p>第三条（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>略称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）</td> <td>十九年改正法</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）</td> <td>特例法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）</td> <td>二十年改正省令</td> </tr> <tr> <td>免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）</td> <td>更新講習規則</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位の修得方法）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一―三（略）</p> <p>四 施行規則附則第三十八項による場合</p> <p>（略）</p> <p>五・六（略）</p>	法令	略称	（略）	（略）	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）	十九年改正法			（略）	（略）	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）	特例法施行規則	教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）	二十年改正省令	免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）	更新講習規則
法令	略称																																
（略）	（略）																																
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）	十九年改正法																																
教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）	四年改正法																																
（略）	（略）																																
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）	特例法施行規則																																
法令	略称																																
（略）	（略）																																
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）	十九年改正法																																
（略）	（略）																																
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）	特例法施行規則																																
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）	二十年改正省令																																
免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）	更新講習規則																																

第二章の二 更新講習

(免許状更新講習を受講できる者)

第三条の二 更新講習規則第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、広島県内の県立学校又は市町立学校の教育職員として任命されたことがある者のうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 教育長の職にある者
- 二 教育委員会の事務局に置かれる部課(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。)の長、指導主事、社会教育主事又は管理主事の職にある者
- 三 教育機関(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。)の長、部課の長、指導主事又は社会教育主事の職にある者
- 四 前三号に掲げる者のほか、前三号に掲げる者に準じる者として県教育委員会が認める者

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者のうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事するものとする。

- 一 広島県内の県立学校又は市町立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、国、広島県又は広島県内の市町、国立大学法人、公立大学法人若しくは独立行政法人(以下「国等」という。)の職員となるため広島県又は広島県内の市町を退職し、引き続き国等の職員として在職している者
- 二 広島県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は広島県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の役員又は職員
- 三 前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者に準じる者として県教育委員会が認める者

(更新講習修了確認を受けなければならない者)

第三条の三 二十年改正省令附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、第三条の二第一項に規定する者とする。

2 二十年改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者のうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事するものとする。

一 広島県内の県立学校又は市町立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、広島県、広島県内の市町又は国立大学法人（以下「県、市町又は国立大学」という。）の職員となるため広島県又は広島県内の市町を退職し、引き続き県、市町又は国立大学の職員として在職している者

二 広島県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は広島県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の役員又は職員

三 前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者に準じる者として県教育委員会が認める者

（免許状更新講習を受ける必要がない者）

第三条の四 施行規則第六十一条の四第二号及び二十年改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、第三条の二第一項に規定する者とする。

2 施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、第三条の二第二項に規定する者とする。

3 二十年改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、第三条の二第二項に規定する者とする。

第三条の五 施行規則第六十一条の四第五号及び二十年改正省令附則第十条第一項五号に規定する表彰は、当該表彰を受けた日が免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの前十年の期間内である個人に対する表彰であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる表彰のうち、学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰として県教育委員会が認めるもの

(1) 文部科学大臣による表彰

(2) 広島県教育委員会表彰規則（昭和三十六年広島県教育委員会規則第一号）第二条に規定する表彰

(3) 広島市教育委員会による表彰

(普通免許状授与の申請)

第五条 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定による免許状の授与又は当該免許状への新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号から第五号までの書類については、必要とする者に限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 八 (略)

九 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から第五号まで及び前号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書(外国人にあつては、その事実が確認できる書類とする。以下同じ。)

2 次の表の上欄に掲げる規定による免許状の授与を受けようとする者は、前項第一号、第六号、第七号及び第九号に掲げる書類に、同表のそれぞれ当該下欄に掲げる書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。

(略)	(略)
免許法第十六条	(略)
(略)	(略)

3 県教育委員会より免許状を授与された者であつて、四年改正法による改正前の免許法第九条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づく有効期間の満了又は平成十九年改正法附則第二条第一項、第二項、第三項及び第五項に基づく修了確認期限の経過により当該免許状が失効した者が再度当該免許状の授与を受けようとする場合、当該失効した免許状若しくはその写し、又

二 前号に掲げる表彰のほか、前号に掲げる表彰に準じるものとして県教育委員会が認めるもの

(普通免許状授与の申請)

第五条 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定による免許状の授与又は当該免許状への新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号から第五号まで及び第九号の書類については、必要とする者に限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 八 (略)

九 十九年改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者(以下「旧免許状所持者」という。)でない者で、当該普通免許状の授与又は新教育領域追加のためにあらかじめ普通免許状を所持する必要がある場合は、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書の写し

十 旧免許状所持者でない者で、普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

十一 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から第五号まで及び第八号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書(外国人にあつては、その事実が確認できる書類とする。以下同じ。)

2 次の表の上欄に掲げる規定による免許状の授与を受けようとする者は、前項第一号、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類に、同表のそれぞれ当該下欄に掲げる書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。

(略)	(略)
免許法第十六条の二	(略)
(略)	(略)

は当該失効した免許状が授与されたことの  
証明書を提出したときは、第一項第二号か  
ら第五号まで（第二号(4)及び(5)を除く。）  
に規定する書類の提出を省略することがで  
きる。

(教育職員検定の申請)

第六条 (略)

一一九 (略)

十 改姓又は転籍により、申請時の氏名又  
は本籍地が、第三号、第六号及び第九号  
に規定する証明書及び免許状の記載と異  
なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項  
証明書

2 | 県教育委員会より免許状を授与された者  
であつて、四年改正法による改正前の免許  
法第九条第一項、第二項、第四項及び第五  
項の規定に基づく有効期間の満了又は平成  
十九年改正法附則第二条第一項、第二項、  
第三項及び第五項に基づく修了確認期限の  
経過により当該免許状が失効した者が同一  
種類の免許状の授与を受けようとする場合  
当該失効した免許状若しくはその写し、又  
は当該失効した免許状が授与されたことの  
証明書を提出したときは、第一項第四号の  
実務に関する証明書の提出を省略すること  
ができる。

第六条の二 免許法第五条第三項の規定によ  
る特別免許状の授与のための教育職員検定  
を受けようとする者は、次の各号に掲げる  
書類（第四号、第九号の書類については、  
必要とする者に限る。）を、県教育委員会  
に提出しなければならない。

一一十 (略)

2 (略)

第七条 免許法第五条第五項の規定による臨  
時免許状授与又は当該免許状への新教育領  
域の追加の定めのための教育職員検定を受

(教育職員検定の申請)

第六条 (略)

一一九 (略)

十 旧免許状所持者でない者で、当該普通  
免許状の授与又は新教育領域追加のため  
にあらかじめ免許状を所持する必要がある  
場合は、有効期間更新証明書又は有効  
期間更新証明書の写し

十一 旧免許状所持者でない者で、普通免  
許状に係る所要資格を待た日の翌日から  
起算して十年を経過する日の属する年度  
の未日を経過した者については、免許状  
更新講習修了証明書又は免許状更新講習  
履修証明書

十二 改姓又は転籍により、申請時の氏名  
又は本籍地が、第三号、第六号及び第九  
号から前号までに規定する証明書及び免  
許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又  
は戸籍個人事項証明書

第六条の二 免許法第五条第三項の規定によ  
る特別免許状の授与のための教育職員検定  
を受けようとする者は、次の各号に掲げる  
書類（第四号、第九号の書類については、  
必要とする者に限る。）を、県教育委員会  
に提出しなければならない。

一一十 (略)

2 (略)

第七条 免許法第五条第六項の規定による臨  
時免許状授与又は当該免許状への新教育領  
域の追加の定めのための教育職員検定を受



けようとする者は、次の各号に掲げる書類  
(第三号及び第六号の書類については、必要とする者に限る。)を、現に勤務している学校又は勤務しようとする学校の所轄庁(県教育委員会又は知事を所轄庁とするものにあつては、当該学校長。以下本項、次条第二項及び第十二条第二項において同じ。)を経由して、県教育委員会に提出しなければならない。この場合、当該所轄庁の副申書を添付するものとする。

一十 (略)

2 (略)

(施行法による教育職員検定の申請)

第八条 (略)

一八 (略)

九 (略)

2 (略)

(自立教科等の免許状授与のための教育職員検定の申請)

第十二条 前条の規定による自立教科等の免許状授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号、第八号及び第九号の書類については、必要とする者に限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。

一十 (略)

十一 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第三号及び第七号から九号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

2 (略)

けようとする者は、次の各号に掲げる書類  
(第三号及び第六号の書類については、必要とする者に限る。)を、現に勤務している学校又は勤務しようとする学校の所轄庁(県教育委員会又は知事を所轄庁とするものにあつては、当該学校長。以下本項、次条第二項及び第十二条第二項において同じ。)を経由して、県教育委員会に提出しなければならない。この場合、当該所轄庁の副申書を添付するものとする。

一十 (略)

2 (略)

(施行法による教育職員検定の申請)

第八条 (略)

一八 (略)

九 旧免許状所持者でない者で、施行法第二条第一項の表の上欄に掲げるものとなつた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過したものであるについては、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

十 (略)

2 (略)

(自立教科等の免許状授与のための教育職員検定の申請)

第十二条 前条の規定による自立教科等の免許状授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号、第八号、第九号及び第十一号の書類については、必要とする者に限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。

一十 (略)

十一 旧免許状所持者でない者で、当該普通免許状の授与のためにあらかじめ免許状を所持する必要がある場合は、有効期間更新証明書又は有効期間更新証明書の写し

十二 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第三号、第七号から九号まで及び前号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

2 (略)

(免許状の有効期間の更新の申請)

第十四条之二 免許法第九条の二第三項前段の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号の書類につい

ては、必要とするものに限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 有効期間更新(更新講習修了確認)申請書

二 教育職員免許状の写し又はその証明

三 有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書の写し

四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

2) 免許法第九条の二第三項後段の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号の書類については、必要とするものに限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 免許状更新講習免除による有効期間更新(免許状更新講習免除)申請書

二 教育職員免許状の写し又はその証明書

三 有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書の写し

四 第三条の五に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

(免許状の有効期間の延長の申請)

第十四条の三 免許法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号の書類については、必要とするものに限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 有効期間延長(修了確認期限延期)申請書

二 教育職員免許状の写し又はその証明書

三 有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書の写し

四 免許法第九条の二第五項の規定によるやむを得ない事由を証する書類

五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

(免許状更新講習修了確認の申請)

第十四条の四 十九年改正法附則第二条第二項の規定による免許状更新講習修了確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第三号の書類については、必要とするものに限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 有効期間更新（更新講習修了確認）申請書
- 二 教育職員免許状の写し又はその証明書
- 三 更新講習修了確認証明書、十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、更新講習免除証明書又は修了確認期限延期証明書の写し
- 四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
- 五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

（十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認の申請）

第十四条の五 十九年改正法附則第二条第三項第三号の規定による免許状更新講習修了確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第三号の書類については、必要とするものに限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 有効期間更新（更新講習修了確認）申請書
- 二 教育職員免許状の写し又はその証明書
- 三 更新講習修了確認証明書、十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、更新講習免除証明書又は修了確認期限延期証明書の写し
- 四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
- 五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

（免許状更新講習修了確認期限の延期の申請）

第十四条の六 十九年改正法附則第二条第四項の規定による免許状更新講習修了確認期限の延期を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第三号の書類については、必要とするものに限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 有効期間延長（修了確認期限延期）申

<p>第二十三條 (略)</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 免許状の授与、教育職員検定、書換及び再交付に関する申請書 五年</p> <p>五 (略)</p>	<p>申請書</p> <p>二 教育職員免許状の写し又はその証明書</p> <p>三 更新講習修了確認証明書、十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、更新講習免除証明書又は修了確認期限延期証明書の写し</p> <p>四 十九年改正法附則第二条第四項前段の規定によるやむを得ない事由に該当する者にあつては、当該事由を証する書類</p> <p>五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人記載事項証明書</p>
<p>(免許状更新講習免除の申請)</p> <p>第十四条の七 十九年改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号、第五号の書類については、必要とするものに限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 免許状更新講習免除による有効期間更新(免許状更新講習免除)申請書</p> <p>二 教育職員免許状の写し又はその証明書</p> <p>三 更新講習修了確認証明書、十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、更新講習免除証明書又は修了確認期限延期証明書の写し</p> <p>四 第三条の五に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し</p> <p>五 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書</p> <p>六 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人記載事項証明書</p>	<p>(免許状更新講習免除の申請)</p> <p>第十四条の七 十九年改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号、第五号の書類については、必要とするものに限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 免許状更新講習免除による有効期間更新(免許状更新講習免除)申請書</p> <p>二 教育職員免許状の写し又はその証明書</p> <p>三 更新講習修了確認証明書、十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、更新講習免除証明書又は修了確認期限延期証明書の写し</p> <p>四 第三条の五に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し</p> <p>五 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書</p> <p>六 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人記載事項証明書</p>
<p>(書類の保存期間)</p> <p>第二十三條 (略)</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 免許状の授与、教育職員検定、書換及び再交付に関する申請書 五年</p> <p>五 (略)</p>	<p>(書類の保存期間)</p> <p>第二十三條 (略)</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 免許状の授与、教育職員検定、書換、再交付、有効期間の更新、有効期間の延長、更新講習修了確認、更新講習修了確認期限延期及び更新講習免除に関する申請書 五年</p> <p>五 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

12°

改正前

別記様式第一号

(教育職員)特別免許状

平成 年 月 日 (略)

広島県教育委員会 印

番号

授与条件

有効期間の満了の日平成 年 月 日

(略)

備考 (略)

改正後

別記様式第一号

(教育職員)特別免許状

令和 年 月 日 (略)

広島県教育委員会 印

番号

授与条件

(略)

備考 (略)

別記様式第二号（備考以外の部分に限る。）及び別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。